

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例

昭和 52 年 7 月 27 日

長崎県条例第 29 号

〔警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例〕をここに公布する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和 30 年長崎県条例第 9 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和 27 年法律第 245 号。以下「法」という。)第 4 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付(以下「給付」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施機関)

第 2 条 県が行う給付の実施機関は、長崎県警察本部とし、次に掲げる権限を有する。

- (1) 法第 2 条に規定する災害であるかどうかの認定
- (2) 療養の実施
- (3) 法第 5 条に規定する給付(療養給付を除く。)の基礎額の決定
- (4) 法第 5 条第 2 項に規定する休業給付を行うかどうかの決定
- (5) 給付金額の決定

2 前項に規定する実施機関の権限は、長崎県警察本部長が行うものとする。

(給付の範囲、金額、支給方法等)

第 3 条 県が行う給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関し必要な事項については、国が行う給付の例による。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、給付の実施に関し必要な事項は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和 52 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 3 新条例第 3 条の規定は、適用日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付

の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。